

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定について

大阪府知事

【都市・地域再生等利用区域の指定】

大阪府では、公共用物である河川の恒常的かつ適正な利活用を促進するため、河川敷地占用許可準則（以下、「準則」という。）第四章の都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例に基づき、河川敷地の利用について地域の特性や都市及び地域の再生等に係るニーズ等を十分に考慮した上で、次のとおり区域を指定する。

1 都市・地域再生等利用区域

(1) 指定範囲

一級河川 旧淀川（安治川）左岸の河川区域内で、別図に示す区域。

(2) 安治川左岸（船津橋下流）の位置づけ

中之島の兩岸を流れる堂島川と土佐堀川が合流し、大阪湾へと向かう安治川上流部は大阪市中央卸売市場本場や川口居留地跡などがある場所で、この一帯は「中之島 GATE エリア」と呼ばれ、海と川の結節点となる場所でもあり、水都大阪の玄関口である。

また、本エリアのうち、安治川左岸の西区側では、明治元年に外国との貿易の窓口となる大阪港が開港され、川口地区の東側においては、外国人宣教師等が住む外国人の居留地が整備される等、歴史的にも価値のある重要なエリアである。

2025 年大阪・関西万博を2年後に控え、海の万博として水都大阪を全世界に発信する絶好のタイミングであり、今後は、海船と川船の乗り換えターミナル機能を有する船着場を整備し、万博会場や夢洲、USJ、海遊館等があるベイエリアと、大阪城や道頓堀等の観光拠点がある大阪の都心部を船でつなぐことで、水都大阪の魅力発信、水上交通のネットワーク構築、ベイエリアの活性化等が図られ、大阪の成長に寄与する重要なエリアとして期待されている。

加えて、将来的には空飛ぶクルマの離発着場の整備も予定されており、この安治川左岸（船津橋下流）エリアが、陸海空の拠点として、水都大阪の更なる魅力向上に寄与する場所として発展することが期待されている。

(3) 指定年月日

令和5年11月8日

2 都市・地域再生等占用方針

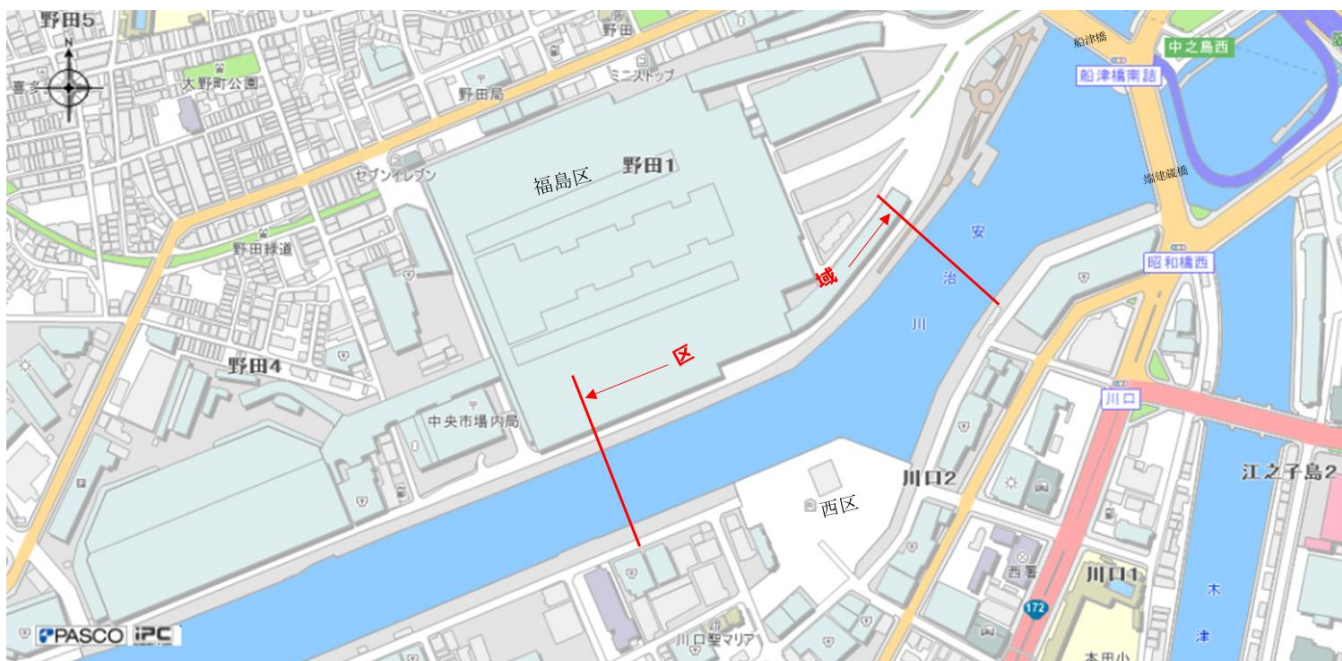
都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けられる施設

占用施設については、準則第二十二第3項に掲げる施設のうち、広場、イベント施設、遊歩道、船着場、船舶係留施設、前述に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、照明・音響施設、バーベキュー場、切符売場、案内所、日よけ、その他都市及び地域の再生等のために利用する施設とする。

3 都市・地域再生等利用区域の許可方針及び占用主体

当該区域については、1(2)「安治川左岸(船津橋下流)の位置づけ」を踏まえた、護岸及び堤防に影響がない利活用を行うものとし、占用主体については、準則第二十二第4項第1号に掲げる者とする。

別 図



※端建蔵橋下流155m地点からL=390mの範囲